専門実践教育訓練明示書

講座の名称	ISO/IEC27001 (ISMS) 4日間主任審査員研修コース							
実 施 方 法	通学 (昼間)							
指定講座番号(15桁)	2712013 —		2520021		_ 0			
講座の創設年月日	専門実践教育訓練給係 対象講座の指定期間	付金 過去一年の講 年の講座実績	入講者数	(6人)	修了者数	(6人)		
令和4年3月1日	令和10年9月30E	まで						
訓練期間	1ヶ月	1ヶ月				28時間		
1. 教育訓練目標								
		□ 業務	独占資格・名称独成	5資格 ()		
		□職業	□ 職業実践専門課程 (
		リア形成促進プロ会)				
		□ 専門職大学院 (
		□ 職業実践力育成プログラム(
 ①取得目標とする資格の								
				ITSS4	,			
			□ 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 (
		教育訓練	教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等					
②①に係る資格・試験等	梢	株式会社GCERTI-JAPAN大阪会場·東京会場						
③当該資格等を取得する 格等	資 コース全	コース全カリキュラム受講要・ワークショップ満点・試験70点以 上で合格						
④当該技能・知識の習得種・職務及び習得された。 る業界と活用状況	^職 、、保護やリ	この講座で習得するセキュリティマネジメントのスキルは、情報 保護やリスク管理に関わる実践力であり、企業の情報部門、IT 業界、監査・コンサル業務、官公庁などでISMS運用や内部統 制の強化に幅広く活用できる。						
2. 教育訓練の内容	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	'						
教 科		時間		更用教材名				
監査の基礎領	構築	2		・マネジメント? をのための指摘				
審査プロセ	皇	12	自主教材					
AU/TL筆	ī	1		自主教材				
ISMSの全体	翠、	6	自主教材・情報セキュリティ、サイバーセキュリティ及びプライバシー保護ー情報セキュリティマネジメントシステムー要求事項					
ISMSの実装評価と管理策適用の実践演習			6		自主教材			
筆記試験による総合評価			1	自主教材				
3. 受講者となるた	めの要件(この講座	を受講するため	に必要とされてい	る条件など)				
①受講するに当たって必	要な実務経験等		t	ìL				
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・ 技能・知識等の内容及びその水準			なし					
③その他			こ必要な要件はないが、システム・情報セキュリティに関連する 職務経験や知識を保有していることを推奨する					
「特記車頂)								

〔特記事項〕

践 教 育 尃 実 訓 眀 練 示 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況 (1)資格取得状況 ① 前年度の修了者数 6 人 ② ①に係る教育訓練の入講者数 6 人 ③ ②のうち目標資格の受験者数 6 人 受験率(3/2) 100.0 % ④ ③のうち合格者数 100.0 6 人 合格率(4)/(3)) % ⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1 人 5 就職・在職率(5+6/2) 100.0 ⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2 % ※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。 この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。 ※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、 修了後に別の職に転職した者。 (2)受講修了者による講座の評価等 人 ① 回答者総数 6 1 正計員 5 人 ②A:就業者計 人 2 非正社員、派遣社員 0 ② 受講開始時の就 業状況等 5 J 3 その他の就業(自営業等) 0 ②B: 非就業者計 4 非就業 1 ③の回答数合計 1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ 3 ※②Aと同数(又はそれ ③ 受講開始前と現 2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる 2 人 以下) 在の就業先の変化 3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない 0 人 5人 6 人 ④A: 就業者計 人 2 非正社員、派遣社員 0 ④ 受講後の就業形 態 人 3 その他の就業(自営業等) 0 0 人 ④B:非就業者計 4 非就業者 1 3割以上増加した 2 人 人 2 1割以上3割未満増加した 2 ⑤の回答数合計 人 3 1割未満増加した 1 ※④Aと同数(又はそ ⑤ 受講後の賃金変 人 4 変わらない 1 れ以下) 5 1割未満減少した 0 人 6 1割以上3割未満減少した 0 人 7 3割以上減少した 0 6人 1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ 5 人 2 配置転換等により希望の業務に従事できる 人 3 4 人 3 社内外の評価が高まる 4 早期に転職・再就職できる 人 3 ⑥の回答数合計 ⑥ 講座の受講の効 人 2 5 希望の職種・業界に転職・再就職できる 果(複数選択可) 人 6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる 4 人 7 趣味・教養に役立つ 6 人 0 8 その他の効果 26 J 9 特に効果はない 0 1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した 1 人 ⑦の回答数合計 ⑦ 受講開始時に就 人 2 受講修了後3~6か月以内に就職した 0 ※②Bと同数(又はそ 業していなかった受 れ以下) 人 3 受講修了後6~12か月以内に就職した 0 講者の就業状況 4 就職していない 0 1人 1 大変満足 人 ⑧の回答数合計 2 おおむね満足 6 人 ※①と同数(又はそれ ⑧ 講座の全体評価 3 どちらとも言えない 人 以下) 4 やや不満 6人 5 大いに不満 (3)受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇 改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価 等) 受講者の大半は本講座以前から正社員として就業しており、大幅な就業状況の変化は見られなかったが、総じて本講座で習得した技 術により処遇の向上がされたと感じている。また、それ以外にも職業選択の幅が広がったり、趣味・教養として役立つと感じており、本講 座の有効性が示されている 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法 1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度 筆記試験とワークショップ の把握・測定方法 (通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数 なし

専門実践教育訓練明示書

6. 受講効果の把	巴握方法								
(1)受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基 ^集)			出席率100%・得点率70%						
(2)受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識 のレベル到達度把握・測定方法			出席率と試験の得点率						
(3)修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)			コース全カリキュラム受講要・ワークショップ満点・試験70点以上で合格						
(4)修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識 のレベル到達度把握・測定方法			筆記試験とワークショップ						
(1)受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体 的な助言・指導の方法			講師による学習スケジュールの設計・共有、チャットによる質問対応、ビデオ通話 アプリを使用して相談会の実施						
(2)受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)			チャットによる質問対応、ビデオ通話アプリを使用して相談会の実施						
8. その他の事項	į								
指定教育訓練実施者名 及び代表者名			AN		(代表者名: 一山	大介)			
住 所 及 び 連 絡 先 大阪府大阪市中央区淡			路町4丁目3番5号 FPG links MIDOSUJI 201 TEL 06-7662-0441						
施設名称及び施設長名 GCERTI-JAPAN 大阪会			÷場		(施設長:一山 大介	.)			
住所及び連絡先 大阪府大阪市中央区淡			路町4丁目3番5号	FPG links MIDOSUJI 201	TEL 06-7662-0441				
苦情受付者	氏名 辻 コウ	L 対象	課長 事務担当者	番 氏名 辻 コウ	ン 所属 認証部	₩•統括課長			
連絡先	TEL	06-7662-0441	連絡先	TEL	06-7662-0441				
			 対象となる経費 ((1) + (2)	198,000	円			
支払い方法	(※割	料 (税 込 額) 引・還元措置を実施した その差引き後の税込額と		C	1	Ħ			
両 方 可 能	(※害	料(税 込 額) 引引・還元措置を実施した の差引き後の税込額と		第1期 第2期 第3期 第4期 第5期 第6期 (うち、必須教材費	198,000	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田			
	2. 専門	門実践教育訓練給付金の	対象外となる経費	(1 + 2 + 3 + 4)		0円			
① 任意の教材費(税込額)					円				
② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)						円			
	3	施設維持費(税込額)				円			
④ その他(法人への寄付金			金、PCの損害保険料	4、情報誌代)(税込額)		円			
	3. 総額	頁(1+2)(税込額)		198,000		円			

教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解 いただくようお願いいたします。

- (1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な 入学料及び受講料に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、 検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額(クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。)も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等(有価証券等を含みます。) や物品の還元的な給付(一つの講座について、クリアファイル等の総額千円未満の安価な物品等を付与する場合は除く。) その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受 講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練 給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が 記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を

受けることはできません。